次のとおり一般競争入札に付します。 令和 5 年 11 月 22 日

> 愛知県競馬組合管理者 愛知県知事 大 村 秀 章

1 対象工事

(1) 工事名

旧名古屋競馬場取壊し工事(第4工区)

(2) 工事場所

名古屋市港区泰明町一丁目地内

(3) 工期

契約の翌日から令和6年12月27日

(4) 概要

第2スタンド棟
第3スタンド棟
正門鉄骨鉄筋コンクリート造
3件鉄筋コンクリート造
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3件
3

上記建物及び外構に係る取壊し工事一式

(5) 予定価格等

予定価格 金 500,060,000 円

(うち消費税及び地方消費税の額 金 45,460,000 円)

調査基準価格 有

失格判断基準 有

(6)入札方式

(7)入札方法

郵便入札

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

また、入札書に併せて必ず工事費内訳書を同封してください。

2 競争参加資格

- (1) 解体工事業及び土木工事業について、愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が発注する建設工事の競争入札に参加する資格を有する者であること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により、解体工事業及び土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。ただし、下請代金の総額が4千5百万円以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となります。
- (3) 令和4年度及び令和5年度の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局入札参加資格 者名簿に登載されている営業所が主たる営業所であり、かつ、当該営業所の所在地 が愛知県内にあり、当該営業所で解体工事業を営んでいること。なお、「営業所」と は、建設業法第3条に規定する営業所をいいます。(以下同じ)

また、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業許可申請時(変更申請を含む)に届け出た、主たる営業所をいいます。(以下同じ)

(4) 令和4年度及び令和5年度の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局入札参加資格の認 定において、認定された解体工事業の総合点数が700点以上であること。

- (5) 元請として、過去15年間(平成20年4月1日から入札参加申込書(以下「参加申込書」という。)を提出する前日まで。)に、次に掲げる(a)(b)のすべてを満たす建築物の取壊しを含む工事を完了した実績(以下「参加資格施工実績」という。)があること。(建築基準法の規定による建築物除去届の提出が必要となる工事に限る。)また、愛知県発注工事以外の実績も含めます。本入札に参加する営業所(「営業所」には主たる営業所を含む)の施工実績は、愛知県外で行ったものも含めます。また、愛知県内にある他の営業所の施工実績も対象とします。
 - (a) 建物構造:鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
 - (b) 施工規模:延べ面積 1,000 平方メートル以上 なお、施工規模の延べ面積については、1 棟で判断することとし、1 契約で複数棟 の(a) 建物構造を満たす取壊し工事を含む工事の実績がある場合であっても、延べ面積の合計は認めません。

なお、共同企業体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限るものとする。

- (6) 建設業法第26条に定める解体工事業に係る主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。ただし、下請代金の総額が4千5百万円以上となる場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として配置することが必要となります。また、請負代金の額が4千万円以上となる場合には、配置される技術者は本工事に専任であることが必要となります。ただし、主任技術者にあっては、建設業法施行令第27条第2項に該当する場合には、同一の主任技術者が兼務できることとなります。また、監理技術者にあっては、監理技術者補佐(建設業法26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ)を専任で配置し、兼務要件を満たす場合には、他の工事と兼務が出来ることとなります。(兼務要件は、愛知県建設企画課ホームページ「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」参照)
- (7) 配置予定の主任(監理)技術者は、参加申込書を提出する前日までに元請として完了した鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の取壊しを含む工事に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有する者であること。

なお、監理技術者補佐として従事した経験については、専任で従事した経験に限ります。また、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、一般財団法人日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)の工事実績情報サービス(以下「コリンズ」という。)の変更届及び実施工程表等により従事した経験が確認できる場合に限り認めます。

- (8) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (9) 参加申込書の提出日から対象工事の落札決定までの間、愛知県建設工事等指名停止 取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (11) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立 てがなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 2 1 条に基づき 再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づ く更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく更生手続開始の決定を受

けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生 手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(12) 入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡 を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2第2項の規定に抵触す るものではありません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する 親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会 社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア) については会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。)である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員 のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に 兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ①会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査 等委員である取締役
 - ②会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ③会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ④会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者 (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人(民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。) を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (13) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある 建設業者でないこと。
 - ア 「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者です。

株式会社山下設計中部支社

イ「当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者」とは、次の(ア)から(ウ)

のいずれかに該当する者です。

(ア) 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

- a 親会社等と子会社等の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、aについては会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(14) 経常建設共同企業体として参加申込書を提出した場合、その構成員は、単体として参加申込書を提出することはできません。

3 入札参加方法

(1) 仕様書等の交付方法

令和5年11月22日(水)から令和5年12月6日(水)までの間に、以下のアドレスにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス https://www.nagoyakeiba.com/union/etc/cat1/

なお、図面については別途送付しますので、送付を希望する方は送付先のメールアドレス、担当者名、連絡先を記入し以下へFAXを送信してください。

愛知県競馬組合 施設課 野倉

電話: 0567-69-7285 FAX: 0567-68-2145

(2)入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする者は、入札参加申込書を令和5年11月24日(金)から令和5年12月6日(水)までの間に郵送又は持参により提出しなければなりません。なお、郵送の場合は、令和5年12月6日(水)を必着とします。また、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

入札参加申込書の提出先

T498-0065

愛知県弥富市駒野町1番地

愛知県競馬組合 総務広報課会計係

(3)入札書及び工事費内訳書の提出方法

二重封筒(内封筒および外封筒)による提出とし、「一般書留」または「簡易書留」の どちらかにより愛知県競馬組合総務広報課会計係へ郵送してください。普通郵便、メー ル便、特定記録郵便、持参などその他の方法による提出は受け付けません。入札書の到 達期限を過ぎて到達したものについても受け付けません。

(4) 入札書及び工事費内訳書の到着期限

令和5年12月14日(木)

₹498-0065

愛知県弥富市駒野町1番地 愛知県競馬組合 総務広報課会計係 到着

(5) 開札の日時

令和5年12月15日(金) 午前10時00分 開札にあたり、入札参加者の立会いはできないこととし、入札事務に関係のない組合職 員が開札に立会うこととします。

(6) 落札者の決定方法

- ア 1 (5) の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、電話で通知します。落札候補者及び落札金額はホームページにて公表します。その後事後審査を行い、入札参加資格を有することを確認した上で落札者と決定します。落札結果は、落札者及び落札金額をホームページにて公表します。
- イ 落札候補者となるべき者が二者以上あるときは、入札書に記載された任意のくじ 用数字を用いて、くじにより落札候補者を決定します。

くじの方法

- ① 入札参加者は、あらかじめ入札書にくじ用数字を記入させる。無記入の場合は「999」とする。
- ② 同価格の入札をした者を書留番号 (11 桁) の下 4 桁の小さいものから順に番号 (0、1、2・・・) を付与する。
- ③ 同価格の入札をした者が記入したくじ用数字の合計を同価格の入札をした者の数で除し、余りの数字と②で付した番号が一致した者を落札者とする。
- ウ 落札候補者は 12 月 18 日 (月) までに事後審査に必要な書類を郵送又は持参により提出しなければなりません。期限までに書類を提出しない場合は、入札参加資格を満たさないものとします。落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の低価格による入札者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合の事後審査に必要な書類の提出期限は別途連絡します。
- エ 最低価格入札者の入札価格が別添に定める調査基準価格を下回った場合において、その者により当該契約書の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次順位の低価格による入札者を新たな落札候補者とします。
- オ 入札価格が調査基準価格を下回った者で、別添に定める失格判断基準のいずれかに該当した場合は、その者の入札は失格となります。
- (7) 問い合わせ先

(入札手続)

愛知県競馬組合 総務広報課 田中

愛知県弥富市駒野町1番地(郵便番号498-0065)

電話 0567-69-7281

(仕様等)

愛知県競馬組合 施設課 野倉

愛知県弥富市駒野町1番地(郵便番号498-0065)

電話 0567-69-7285

- (8) 本公告及び仕様書等に対する質問及び回答
 - ア 本公告及び仕様書等に対する質問は、質疑書をファクシミリによる送信又は持参することにより提出してください。
 - (ア) 受付場所

愛知県競馬組合 施設課 野倉 愛知県弥富市駒野町1番地(郵便番号 498-0065)

FAX番号:0567-68-2145

(イ) 受付期間

令和5年11月24日(金)から令和5年12月6日(水)正午まで なお、持参する場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)に規定する休日を除いた上記期間の午前9時から午後5時まで(正 午から午後1時までを除く。)とする。

イ 上記の質問に関する回答は以下のアドレスへ掲載します。 アドレス https://www.nagoyakeiba.com/union/etc/cat1/ 令和5年12月7日(木)から令和5年12月13日(水)

4 その他

- (1)契約の手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2)入札保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4)入札の無効

財務規則第152条(入札の無効)の規定に該当するもののほか、次の事項に該当する場合も無効となります。

- ①一般書留または簡易書留以外の方法で入札書を提出されたもの。
- ②入札書が到着期限を過ぎて到着したもの。
- ③内封筒と入札書の件名、住所、名称及び代表者氏名が異なるもの。
- ④内封筒が封緘・封印されていないもの。
- ⑤入札金額が訂正されたもの。
- ⑥代理人が入札したもの。
- ⑦工事内訳書の内容に不備(入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内 訳書の総額の著しい相違等)がある。